

与論町墓地基本計画

令和5年12月

鹿児島県与論町

目 次

1	計画策定の趣旨等	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1
2	用語の定義	2
3	共同墓地整備に関する事項	4
(1)	共同墓地の必要性等	4
①	共同墓地の必要性	4
②	共同墓地の形態	4
③	施設型共同墓と直接合葬墓の比較	7
④	施設型共同墓の規模の試算	8
⑤	直接合葬墓の規模の試算	12
(2)	建設候補地	13
①	建設候補地の位置	13
②	建設候補地の航空写真	13
③	優先順位	15
(3)	建設予定地等	16
(4)	共同墓地の概要等	16
①	共同墓地の概要	16
②	使用資格	17
③	使用料	17
④	生前予約	17
⑤	施設の平面図・立面図（案）	18
⑥	概算事業費の試算	20
⑦	年間収支の試算	20
⑧	財源	21
⑨	スケジュール（案）	21
4	既存墓地の適正管理に関する事項	22
(1)	墓地の現況	22
①	墓地の位置	22
②	墓地の利用状況	22
③	墓地区画図及び航空写真	23
④	墓地の登記状況	39
(2)	墓地の基本的事項	40
(3)	墓地の課題と対策	40

<資料編>

1	与論町墓地基本計画（案）の提言について（写し）	4 2
2	与論町墓地基本計画策定委員会設置要綱（令和3年告示第61号）	4 3
3	共同墓地に係るこれまでの経緯	4 6
4	与論町墓地条例（令和5年条例第13号）	4 7
5	与論町墓地条例施行規則（令和5年規則第3号）	5 1
6	墓所個票（様式）	6 2

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

共同墓（合葬墓）は、多くの人の遺骨を共同で納めるお墓です。少子化や核家族化を背景に、お墓の承継者がいない人、経済的理由でお墓が持てない人、お墓の事で家族に負担を掛けたくない人などの利用が見込まれ、全国で公営の共同墓を整備する動きが広がっています。

共同墓の先進例では、最初から合葬する方法や、遺骨を一定期間個別に保管した後に合葬する方法などがみられます。

本町においても、少子高齢化や核家族化が進行しており、お墓の承継者不足や放置された無縁墳墓が散見されるなど、墓地の管理運営について将来を不安視する住民の声も少なくありません。

今後、お墓の承継者不足や無縁墳墓問題が一層顕在化し、共同墓へのニーズの高まりも予想されます。

与論町議会においては、令和元年7月に町が実施した与論町墓地実態調査アンケートにおいて、回答者の55%が、「将来的に共同納骨堂が必要である」と回答したことなどを受けて、令和元年9月に共同墓地調査検討特別委員会を設置し、さらに令和4年6月には共同納骨堂建設促進特別委員会を設置し、先進地視察などの所管事務調査が行われました。

町においては、令和3年11月に与論町墓地基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、令和3年度に1回、令和4年度に8回の会議を重ね、「共同墓地整備に関する事項」及び「既存墓地の適正管理に関する事項」について検討を行いました。

共同墓地整備に関する事項については、先進地である那覇市市民共同墓、浦添市施設型共同墓、公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会（中城メモリアルパーク（中城村）、泡瀬メモリアルパーク（沖縄市）、大里メモリアルパーク（南城市）、久米島納骨堂（久米島町）の事例を参考に検討しました。

また、既存墓地の適正管理に関する事項については、与論町自治公民館連絡協議会のご協力を頂き、各墓地（個人墓地以外の墓地）の全ての墳墓地の現況調査を行い、墳墓地の使用状況等を把握すると共に、既存墓地の抱える課題について検討しました。

本計画は、策定委員会から提言された与論町墓地基本計画（案）を基に、主に共同墓地整備に関する事項についてさらに検討を重ね策定したものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、第6次与論町総合振興計画第9節（墓地）に基づき策定するものです。

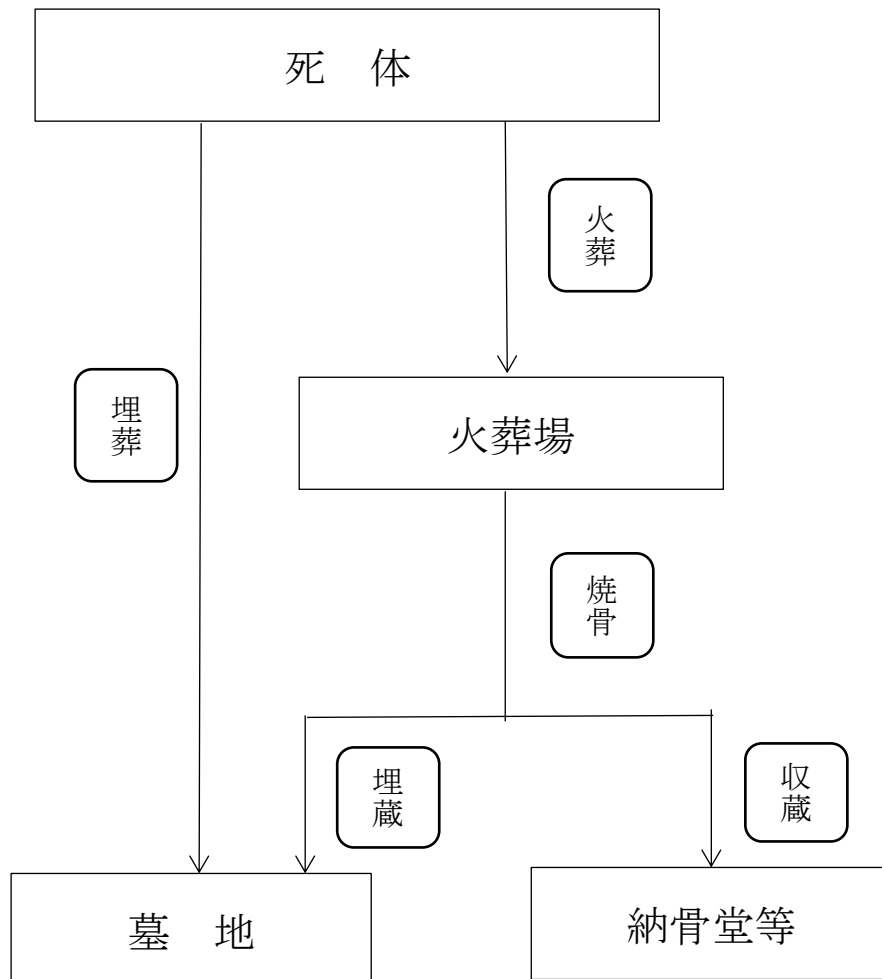
(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和13年度までの9年間とします。

2 用語の定義

- ① 墓地 墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域をいう。
※与論町は、平成 11 年 4 月 1 日付けで鹿児島県知事から与論町長に「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」に関する許可事務全般が権限移譲されています。
- ② 墳墓 死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。
- ③ 墳墓地（墓所） 墳墓を設けるために区画した土地をいう。
- ④ 埋葬 死体（妊娠 4 箇月以上の死胎を含む。）を土中に葬ること。
- ⑤ 埋蔵 焼骨を墳墓に納めること。
- ⑥ 収蔵 焼骨を納める方法の中で、「埋蔵」以外のすべての方法を指すものである。
- ⑦ 焼骨 死体を火葬した結果生ずるいわゆる遺骨であるが、遺族等が風俗・慣習によって正当に処分した残余のものは、刑法において遺骨とはされない。遺族等が骨揚げして骨壺等に収めたものの残余の骨、いわゆる残骨は、遺骨とはならない。
- ⑧ 改葬 埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂へ移すことをいい、場所的な移動を伴う概念である。過去に埋葬した死体を火葬し、同一墳墓へ戻す行為及び埋蔵した焼骨を洗骨して同一墳墓に移す行為は、「改葬」には該当しない。
- ⑨ 分骨 焼骨の一部を他の墳墓又は納骨堂へ移すこと。「改葬」には該当しない。
- ⑩ 納骨堂 「他人の委託を受けて」「焼骨を収蔵するため」に、納骨堂として「都道府県知事の許可を受けた施設」この 3 つが要件とされる。納骨堂は、個別の骨壺の状態で納められる。また納骨堂は屋内のお墓のことをいう。
- ⑪ 共同墓地 まったく違う 2 つの意味がある。
 - ア 墓地法が制定される以前からあった共同墓地は、みなし墓地とも呼ばれる。墓地の利用者や地域のコミュニティーなどで管理・運営している墓地のことを共同墓地という。集落墓地、部落墓地、村墓地などと呼ばれる。
 - イ ひとつのお墓に共同で納骨する共同墓地。ひとつのお墓に複数の家庭の人たちが共同で入るといふもの。いわゆる合祀墓、合葬墓と呼ばれるもの。納骨の方法も骨壺に入れて個別に納骨するものから、骨壺から出して複数の焼骨を一緒に納骨するもの。一定期間は個別に納骨し、期限がきたら合祀するなど、納骨の方法は様々。

<埋葬、埋蔵及び収蔵>



<埋葬>
死体を土中に葬ること。
<墳墓>
死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設。
<合葬墓>
多くの人の焼骨を共同で埋蔵するお墓（墳墓）。

<納骨堂>
他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設。納骨堂は個別の骨壺の状態に納められる。また、納骨堂は屋内のお墓のことをいう。
<収蔵>
焼骨を納める方法の中で、「埋蔵」以外のすべての方法を指す。

3 共同墓地整備に関する事項

(1) 共同墓地の必要性等

共同墓地は、墓じまいの改葬先、お墓のない人の納骨先、無縁改葬の改葬先などとして、本町においても町民のニーズが今後高まってくることが予想されます。令和4年1月に実施された「与論町共同納骨壇購入希望ニーズ調査アンケート」において、「共同納骨堂を整備した場合、納骨壇を購入する」と回答した人は、回答者の50%を占めております。こうしたニーズに対応するため、共同墓地という選択肢を整える必要があります。また、既存墓地の適正管理を推進する上でも、共同墓地は必要となります。

アンケート名	実施日	設問内容	回答内容	回答比率
墓地実態調査 (回収率：15.3%、 332/2170世帯)	令和元年7月	将来的に共同納骨堂が必要であると思われますか。	必要である	66%
共同納骨壇購入希望 ニーズ調査 (回収率：16.5%、 361/2188世帯)	令和4年1月	今後、共同納骨堂を整備した場合、納骨壇を購入しますか。	購入する	50%

① 共同墓地の必要性

- ア お墓がない
- イ お墓は必要ない
- ウ 墓じまいしたい
- エ 無縁墓の整理

これらのケースに対応するため、共同墓地という選択肢を整え、セーフティーネットとして町民の安心感に寄与する必要があります。また、既存墓地の適正管理を推進する上でも、共同墓地の整備は必要です。

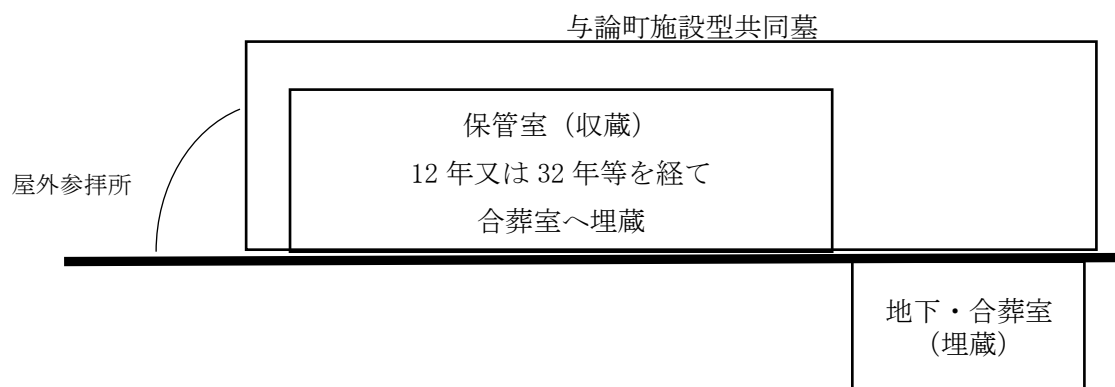
② 共同墓地の形態

共同墓地の形態には、焼骨を一定期間個別に保管した後で合葬する「施設型共同墓」と焼骨を保管することなく直ぐに合葬する「直接合葬墓」があります。施設型共同墓の場合は、焼骨の個別保管期間中は改葬が可能です。また、利用者の選択で直接合葬することもできます。一方、直接合葬墓の場合は、焼骨を一定期間個別に保管することはできず、直接他の多くの焼骨と一緒に合葬されます。一旦合葬されると焼骨を取り出すことはできません。

ア 施設型共同墓：焼骨を一定期間個別に保管する保管室及び焼骨を共同で納める合葬室を備えた施設



(参考) 那覇市市民共同墓



イ 直接合葬墓：始めから焼骨を共同で納める合葬室を備えたお墓



与論町
合葬墓

地下・合葬室（埋蔵）

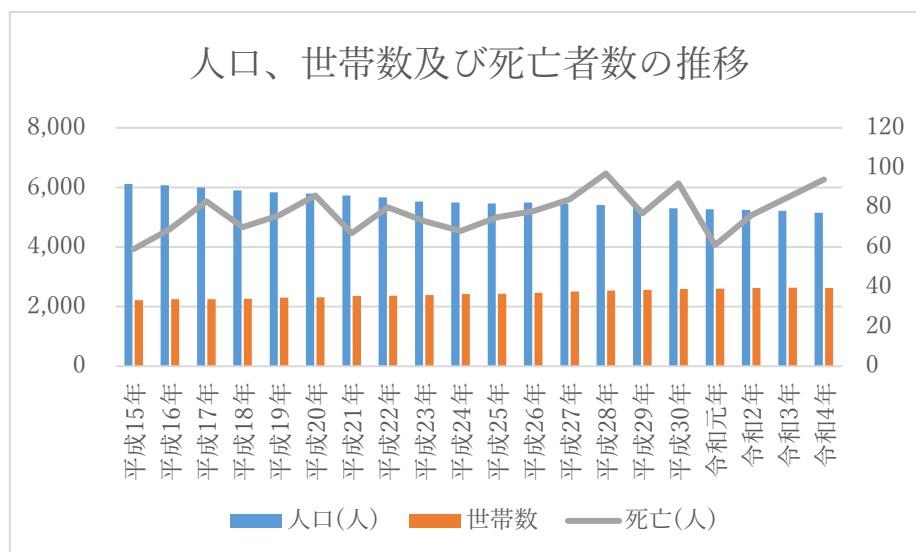
③ 施設型共同墓と直接合葬墓の比較

共同墓地の形態	メリット	デメリット
施設型共同墓 (保管室と合葬室)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が焼骨を一定期間保管するのか直接合葬するのかを選択できる。 ・焼骨の保管期間中は改葬が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費が嵩む。 ・建設用地が広く必要。 ・建物の維持管理費が掛かる。 ・場合によっては管理人を常駐させる必要がある。 ・焼骨の保管期間中は適切な管理が求められる。 ・改葬時には手続きや作業が発生する。 ・一定期間保管する場合は、使用料の設定が必要となる。
直接合葬墓 (合葬室のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費が比較的安い。 ・建設用地は小さくてすむ。 ・維持管理費はほとんど掛からない。 ・管理人は必要ない。 ・使用料が安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一旦合葬すると焼骨を取り出すことはできないため、改葬が不可能となる。

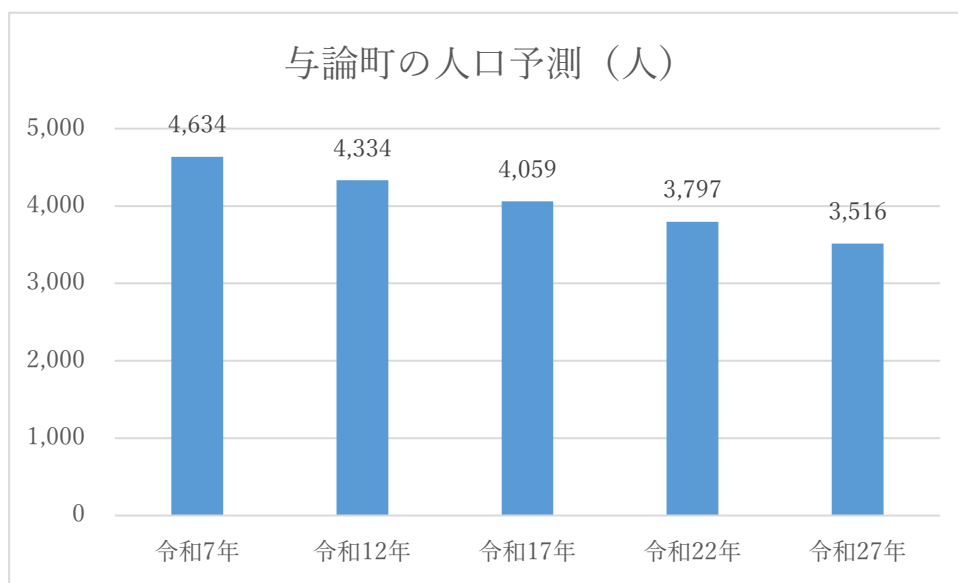
④ 施設型共同墓の規模の試算

ア 人口、世帯数、死亡者数の推移（20年間）

	人口(人)	世帯数	死亡(人)
平成15年	6,117	2,217	59
平成16年	6,078	2,245	69
平成17年	5,998	2,247	83
平成18年	5,900	2,256	70
平成19年	5,835	2,298	76
平成20年	5,797	2,319	86
平成21年	5,725	2,359	67
平成22年	5,661	2,369	80
平成23年	5,529	2,391	73
平成24年	5,493	2,419	68
平成25年	5,463	2,429	75
平成26年	5,492	2,466	78
平成27年	5,446	2,508	84
平成28年	5,406	2,543	97
平成29年	5,339	2,558	77
平成30年	5,299	2,588	92
令和元年	5,267	2,604	61
令和2年	5,245	2,621	76
令和3年	5,219	2,637	85
令和4年	5,150	2,628	94
計			1,550
平均			78

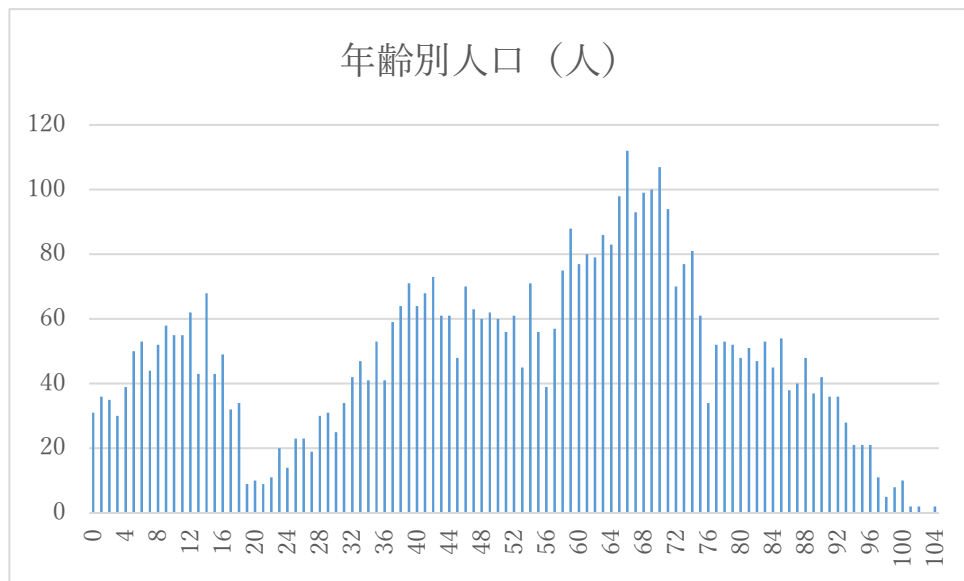


イ 与論町の人口の将来予測（国立社会保障・人口問題研究所）



ウ 年齢別人口（令和5年1月1日現在 総人口：5,077人）

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
0	31	21	9	42	73	63	86	84	45
1	36	22	11	43	61	64	83	85	54
2	35	23	20	44	61	65	98	86	38
3	30	24	14	45	48	66	112	87	40
4	39	25	23	46	70	67	93	88	48
5	50	26	23	47	63	68	99	89	37
6	53	27	19	48	60	69	100	90	42
7	44	28	30	49	62	70	107	91	36
8	52	29	31	50	60	71	94	92	36
9	58	30	25	51	56	72	70	93	28
10	55	31	34	52	61	73	77	94	21
11	55	32	42	53	45	74	81	95	21
12	62	33	47	54	71	75	61	96	21
13	43	34	41	55	56	76	34	97	11
14	68	35	53	56	39	77	52	98	5
15	43	36	41	57	57	78	53	99	8
16	49	37	59	58	75	79	52	100	10
17	32	38	64	59	88	80	48	101	2
18	34	39	71	60	77	81	51	102	2
19	9	40	64	61	80	82	47	103	0
20	10	41	68	62	79	83	53	104	2



エ 年間需要数の試算

簡易予測式（沖縄大学吉川博也教授の算出式）による3パターンで試算

(ア) 総人口×13÷10,000=年間需要数

$$5,077 \text{ 人 (令和5年1月1日現在)} \times 13 \div 10,000 = 6.6 \text{ 件} \approx 7 \text{ 件}$$

(イ) 総世帯数×4÷1,000=年間需要数

$$2,619 \text{ (令和5年1月1日現在)} \times 4 \div 1,000 = 10.5 \text{ 件} \approx 11 \text{ 件}$$

(ウ) 死亡者数×0.2=年間需要数

$$78 \text{ (20年間の平均値)} \times 0.2 = 15.6 \text{ 件} \approx 16 \text{ 件}$$

※今回、3パターンの平均値を採用して以下の試算を行います。

$$(7+11+16) \div 3 = 11.3 \approx \underline{12 \text{ 件}}$$

オ 施設に必要な合葬用納骨壇数の試算

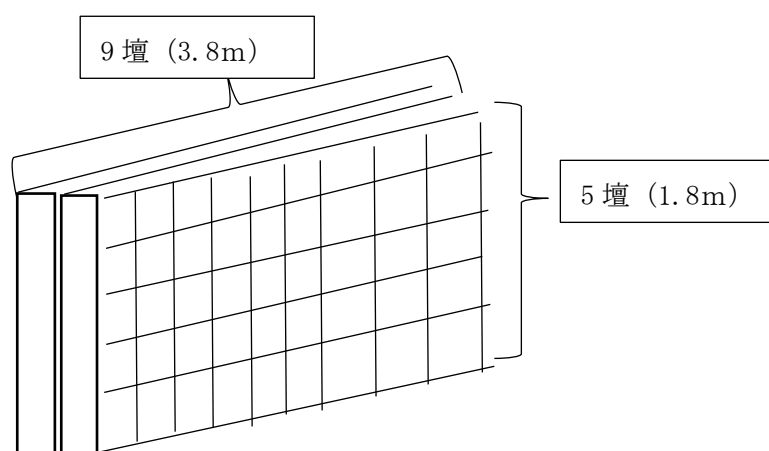
	1体用		2体用		計
	12年間保管	32年間保管	12年間保管	32年間保管	
年間申請件数(仮定)	4	4	2	2	12
必要納骨壇数	4*12年=48	4*32年=128	2*12年=24	2*32年=64	264
	48+128=176≒180		24+64=88≒90		270

上記の表から、年間申請件数を12件と仮定した必要納骨壇数は、1体用が180壇、2体用が90壇となります。(年間申請件数や保管期間を変更する場合は、必要納骨壇数を改めて算出する必要があります。)

※以下、必要納骨壇数を270壇として、必要な施設面積の試算を行います。

カ 必要な施設面積等の試算

- (ア) 1体用納骨壇の規格（7寸壺が収納可能）
W350mm、D400mm、H350mm
- (イ) 2体用納骨壇の規格（7寸壺が収納可能）
W550mm、D400mm、H350mm
- (ウ) 納骨壇270壇の配置
1列45壇（1体用30壇、2体用15壇）を6列配置（背中合わせに配置）
45壇（縦5壇×横9壇）×6列=270壇
- (エ) 納骨壇1列のサイズ
高さ：1.8m、長さ：3.8m、奥行き0.4m（背中合せの2列分で0.8m）



- (オ) 保管室（270壇）及び合葬室の延床面積（建物本体の延床面積）

延床面積：幅（6.5m）×長さ（11.0m）=71.5㎡≒100㎡

合葬室	通路	納骨壇 45壇	納骨壇 45壇	通路	納骨壇 45壇	納骨壇 45壇	通路	納骨壇 45壇	納骨壇 45壇	通路
幅 2.5m 長さ 3.6m	幅 2.0m 長さ 4.2m	幅 0.5m 長さ 4.2m	幅 0.5m 長さ 4.2m	幅 1.0m 長さ 4.2m	幅 0.5m 長さ 4.2m	幅 0.5m 長さ 4.2m	幅 1.0m 長さ 4.2m	幅 0.5m 長さ 4.2m	幅 0.5m 長さ 4.2m	幅 1.5m 長さ 4.2m
通路 幅2.3m、長さ11.0m										

- (カ) 必要な施設面積
必要な施設面積は、上記(エ)の建物本体の延床面積（100㎡）に屋外参拝所（8.5m×4.5m=38.25㎡≒40㎡）を加えた面積（140㎡）とします。
- (キ) 必要な敷地面積
必要な敷地面積は、上記(カ)の施設面積（140㎡）に駐車場（4台分 40㎡）を合わせた面積（180㎡）の約3倍の600㎡とします。

⑤ 直接合葬墓の規模の試算

ア 年間の使用申請件数：12 件

イ 1 体当たり占有体積（骨壺（7 寸壺）から布製の袋に移し替える）

$$\text{布袋の体積} : 0.3\text{m} \times 0.15\text{m} \times 0.15\text{m} = 0.00675 \text{ m}^3$$

ウ 年間 12 件×100 年とした場合の必要体積

$$12 \text{ 件} \times 0.00675 \text{ m}^3 \times 100 \text{ 年} = 8.1 \text{ m}^3 \approx 8 \text{ m}^3$$

エ 合葬室の体積（100 年分収容可能）

$$\text{縦} (2\text{m}) \times \text{横} (3\text{m}) \times \text{深さ} (1.5\text{m}) = 9 \text{ m}^3 > 8 \text{ m}^3$$

オ 必要な合葬墓面積

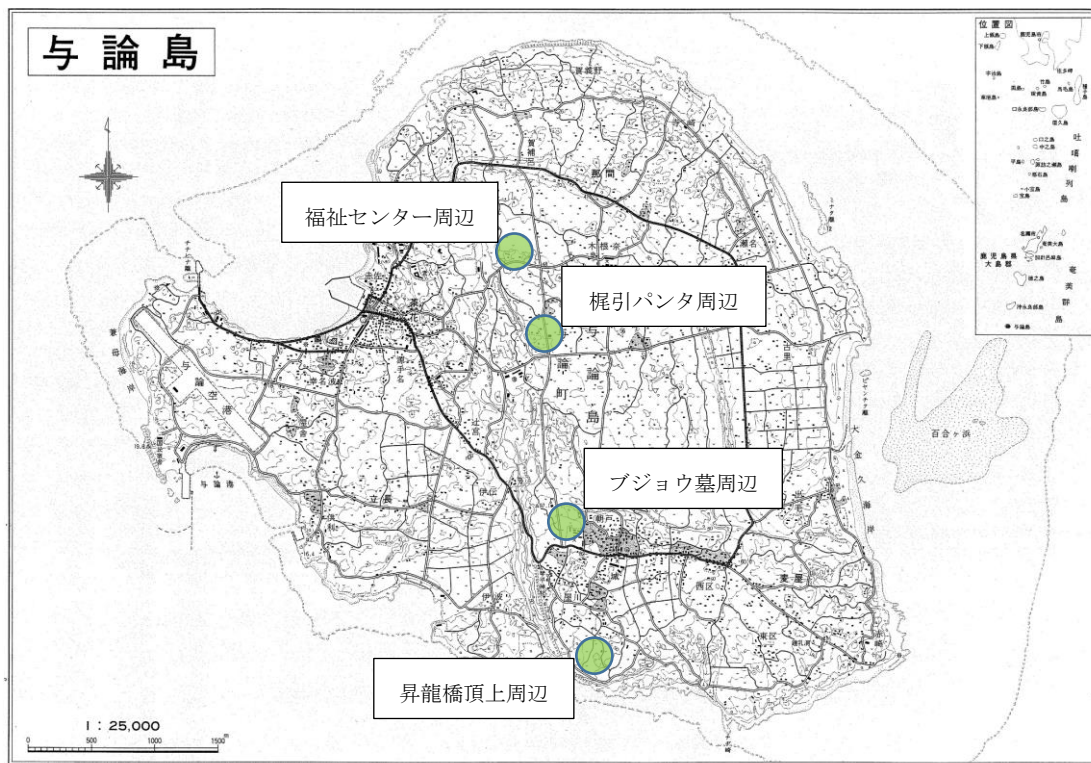
$$\text{縦} (5\text{m}) \times \text{横} (5\text{m}) = 25 \text{ m}^2$$

カ 駐車場：建設場所によっては新たに車 4～5 台分の駐車スペースの確保が必要。

(2) 建設候補地

策定委員会での建設候補地の優先順位は、1位：ブジョウ墓周辺、2位：昇龍橋頂上周辺、3位：梶引パンタ周辺、4位：福祉センター周辺の順番でした。

① 建設候補地の位置



② 候補地の航空写真

ブジョウ墓周辺



昇龍橋頂上周辺



梶引パンタ周辺



福祉センター周辺



③ 優先順位

優先順位	候補地	候補地の特徴	メリット	デメリット
1位	ブジョウ墓周辺 (吉田霊園西側)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブジョウ墓は町有地。 ・高台で周囲は農地。 ・個人墓が2基ある。 ・近くに個人墓地がある。 ・西側は急な斜面。 ・近くに民家が1軒ある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町有墓地 ・県道から比較的近く高台。 ・個人墓は町有墓地内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人墓の改葬が必要。 ・西側が急斜面。
2位	昇龍橋頂上周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・高台で見晴らしが良好。 ・近くに個人墓地あり。 ・ヨロンマラソンコースに接している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高台で見晴らしが良好。 ・周囲に民家がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高台で風当たりが強い。 ・ヨロンマラソン休憩所がある。
3位	梶引パンタ周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・梶引公園は高台で見晴らしが良好。 ・島の始まりの場所としての物語がある。 ・周辺には、与論高校、叶公営住宅、給食センター(建設予定)がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・梶引公園と一体化した墓地公園化が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光スポットのイメージダウンが懸念される。 ・近くに民家が数軒ある。
4位	福祉センター周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設等が集まっている。 ・旧清掃センターがある。 ・福祉センター西側に町有地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町有地有り。 ・利便性が比較的良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センター西側の町有地は、様々な利用が考えられる。

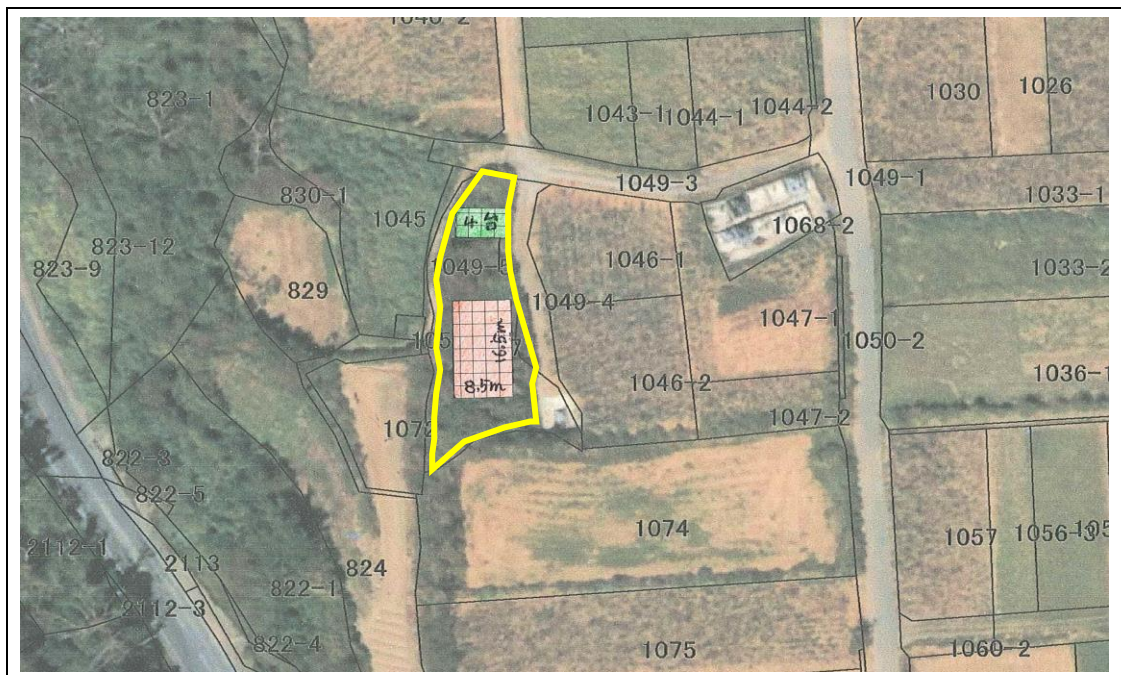
(3) 建設予定地等

① 建設予定地

共同墓地の建設予定地として、策定委員会において建設候補地の中で最も優先順位の高かったブジョウ墓周辺について検討を進めた結果、周辺農地の所有者から当該事業への理解が得られたことや、ブジョウ墓にある個人墓地の祭祀者から改葬の承諾が得られたことなどから、ブジョウ墓に共同墓地を建設できる見通しが立ったため、ブジョウ墓を共同墓地の建設予定地とします。

所 在	与論町大字朝戸字西半田 1071 番 (ブジョウ墓)
地 目	墓地
地 積	6 4 0 m ²
所 有 者	与論町

② 施設配置図 (案)



(4) 共同墓地の概要等

① 共同墓地の概要

共同墓地の形態は施設型共同墓とし、保管室及び合葬室等を備えた施設とします。

保管室	<ul style="list-style-type: none">・ 保管室は、合葬室に共同埋蔵される前に使用許可を受けた日から数年間 (例えば 12 年間又は 32 年間)、納骨壇に骨壺を収蔵する部屋です。・ 保管室の使用期間が経過すると自動的に合葬室へ共同埋蔵されます。・ 納骨壇は 1 体用納骨壇と 2 体用納骨壇の 2 種類とします。・ 保管室へは基本的に納骨時以外は入れません。
-----	--

合葬室	<ul style="list-style-type: none"> ・合葬室は、複数の焼骨を共同で埋蔵するところです。 ・保管室に納骨していた焼骨を麻袋等に移し合葬室に埋蔵します。 ・合葬後は永代に渡り町が管理します。 ・合葬室へは入れません。 ・一旦、合葬室に埋蔵された焼骨は返還することができません。
-----	--

※空家の有効活用策の一環として先進事例にみられる位牌等の一時預かりや位牌供養塔の設置については、政教分離の原則に抵触する恐れや位牌等の性格からその取扱いについては十分な配慮が必要であることなどから行わないこととします。

② 使用資格

共同墓地の使用資格については、下記の場合を基本とします。

- ア 与論町民であること
- イ 現に墳墓地を有していないこと
- ウ 墓じまいをする場合

③ 使用料

使用期間（許可を受けた日から）や使用料金については、施設の利用率向上が図られるよう下記使用料（案）を基に十分な検討を行い設定します。

使用料（案）

区分		使用期間	使用料金	参考
保管室	1体用納骨壇	6年	55千円	那覇市なし、浦添市56千円、久米島町なし
		12年	80千円	那覇市82千円、浦添市80千円、久米島町82千円
		32年	160千円	那覇市169千円、浦添市160千円、久米島町170千円
	2体用納骨壇	6年	88千円	那覇市なし、浦添市98千円、久米島町なし 1体用55千円*2*0.8=88千円
		12年	128千円	那覇市164千円、浦添市138千円、久米島町142千円 1体用80千円*2*0.8=128千円
		32年	256千円	那覇市338千円、浦添市265千円、久米島町280千円 1体用160千円*2*0.8=256千円
合葬室	骨壺1つにつき	永年	30千円	那覇市30千円、浦添市30千円、久米島町30千円

※保管室使用料金には合葬室使用料金も含まれます。

④ 生前予約

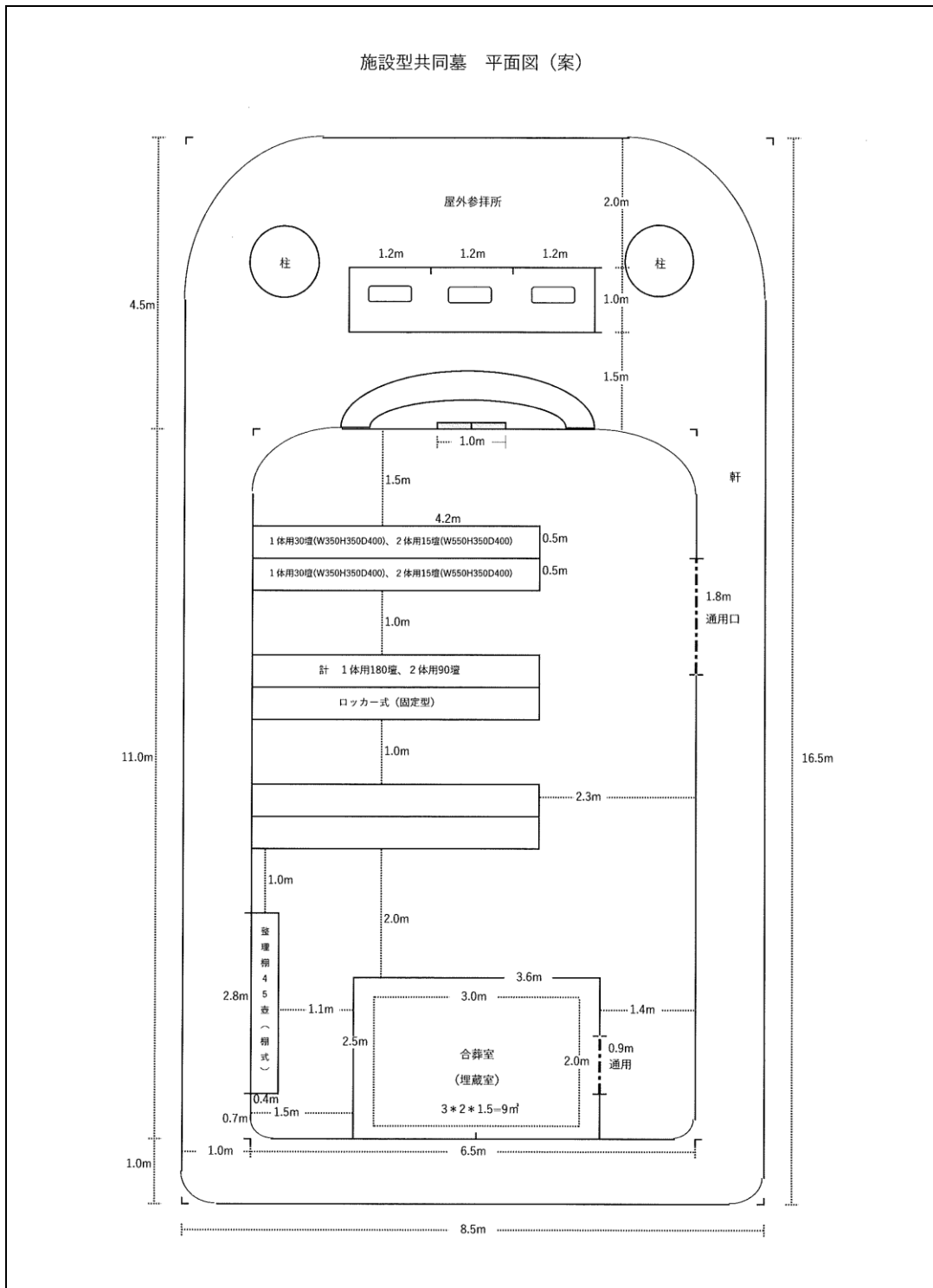
合葬室及び2体用納骨壇（焼骨を1体埋蔵する者に限る）については、下記の要件を満たす者であれば、生前に申し込むことができることも検討します。

- ア 与論町民であること
- イ 自己の使用を目的とする者
- ウ 申請時の年齢が65歳以上であること（合葬室）

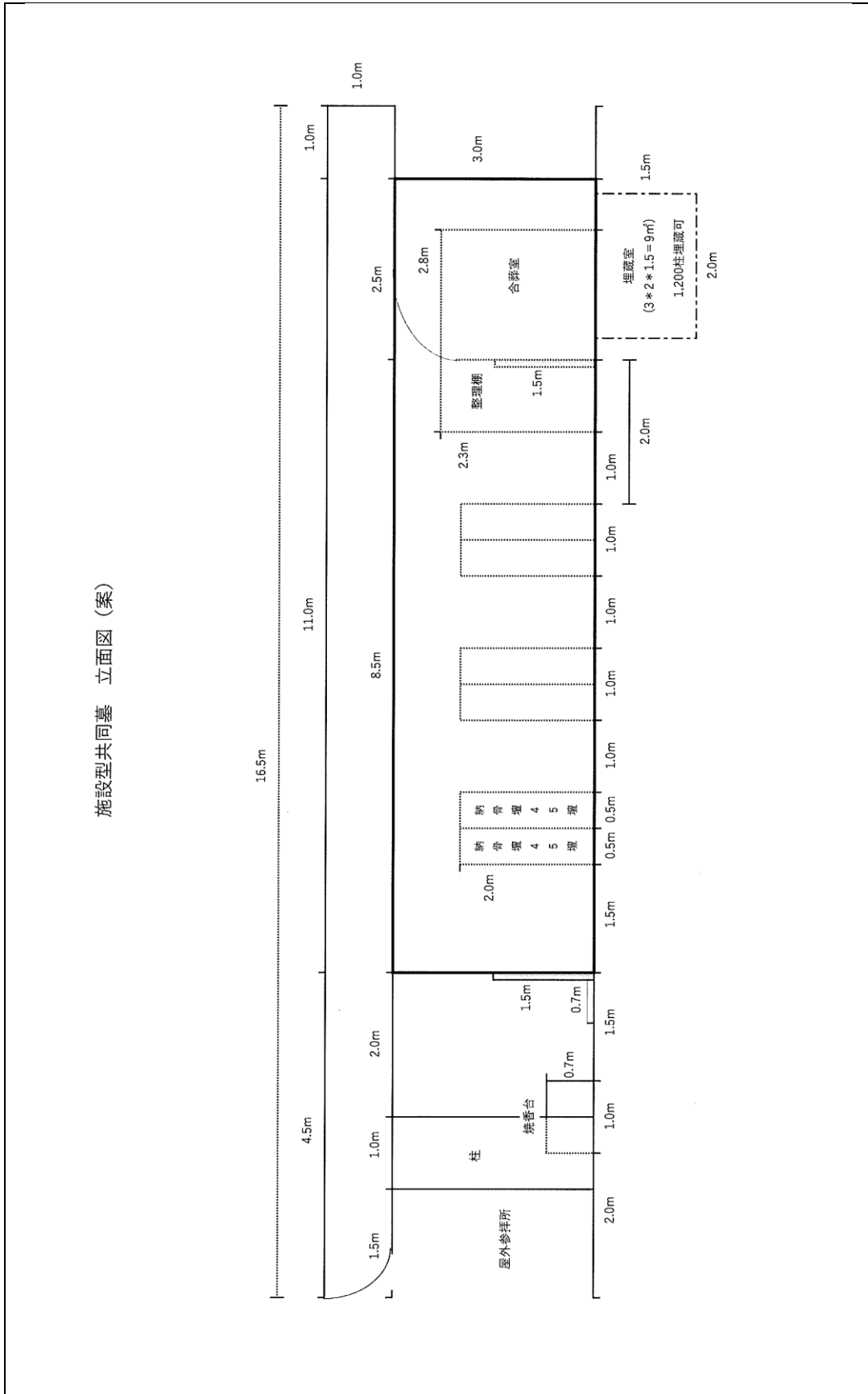
⑤ 施設の平面図・立面図（案）

構 造	鉄筋コンクリート1階
建 築 面 積	140.25 m ² (縦16.5m×横8.5m)
延 床 面 積	71.5 m ² (縦11.0m×横6.5m)

平面図（案）



立面图 (案)



施設型共同墓 立面图 (案)

⑥ 概算事業費の試算

年度	種別	面積等	単価	費用(税抜き)
令和6年度	委託料(地質調査、基本・実施設計)	-	-	6,000千円
計				6,000千円
令和7年度	建物本体工事費(RC構造)(水道敷設費含む)	8.5*16.5=140.25 ≒140 m ²	450千円/m ²	63,000千円
	納骨壇設置費	1体用180壇、2体用90壇 計270壇(ロッカー式)、整理棚45壇(棚式)	一式	8,000千円
	外構工事費	640-140=500 m ²	20千円/m ²	10,000千円
計				81,000千円
6年度+7年度				87,000千円
消費税				8,700千円
総事業費				95,700千円

⑦ 年間収支の試算

	科目	月額(円)	年額(円)	備考
収入	使用料	-	280,000	直接合葬 30,000円*4件=120,000円 納骨壇1体用12年 80,000円*2件=160,000円
	計		280,000	
支出	人件費	-	-	昇龍苑と兼務
	消耗品費	-	10,000	
	電気代	18,000	216,000	クーラー等電気代
	水道代	2,000	24,000	
	修繕料	-	30,000	
計			280,000	
収入-支出			0	

⑧ 財源

一般財源（基金積立を行う。）

	令和6年度
基金積立計画	25,000 千円

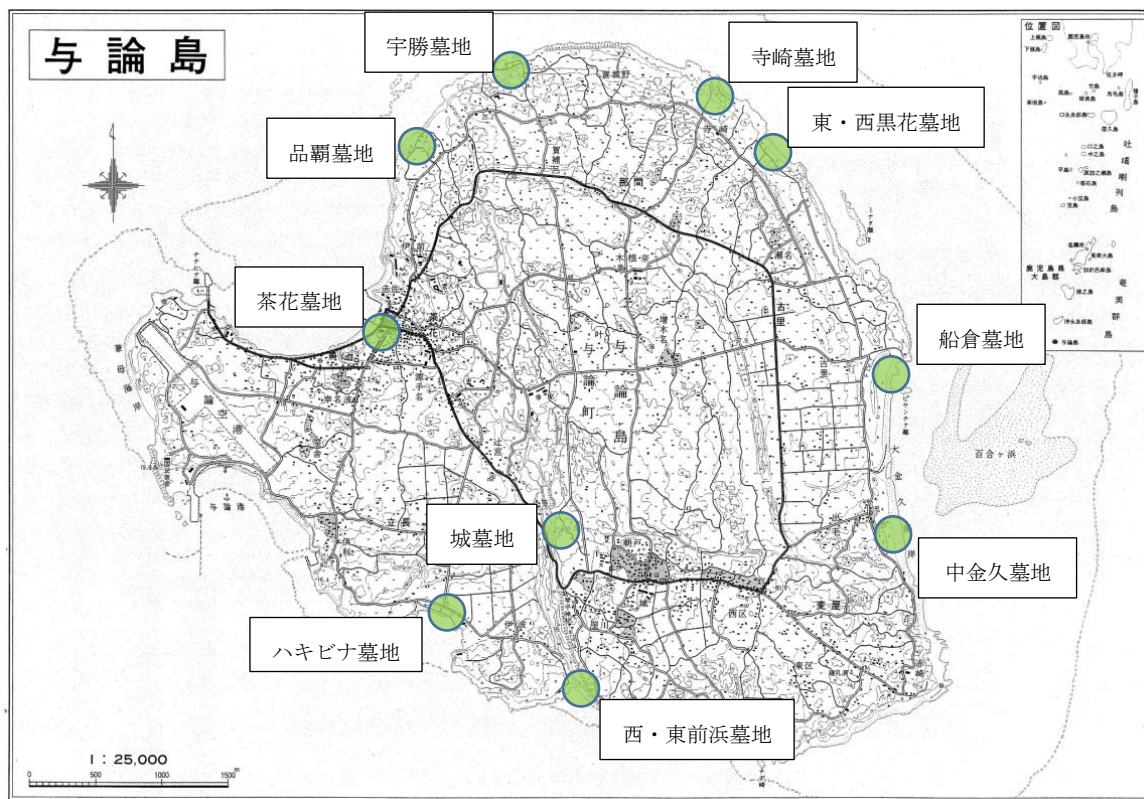
⑨ スケジュール（案）

年度	月	内容
5	12	共同墓地建設基金設置条例制定
	12	令和6年度当初予算要求（委託料等）
	12～3	敷地の刈り払い等
6	4～3	個人墓地の改葬、遺跡調査
	5	入札
	6～11	基本設計・実施設計等
	12	令和7年度当初予算要求（工事費等）
7	5	入札
	6～12	工事、完成
	3	共同墓地（仮称）設置条例制定
8	4	供用開始

4 既存墓地の適正管理に関する事項

(1) 墓地の現況

① 墓地の位置



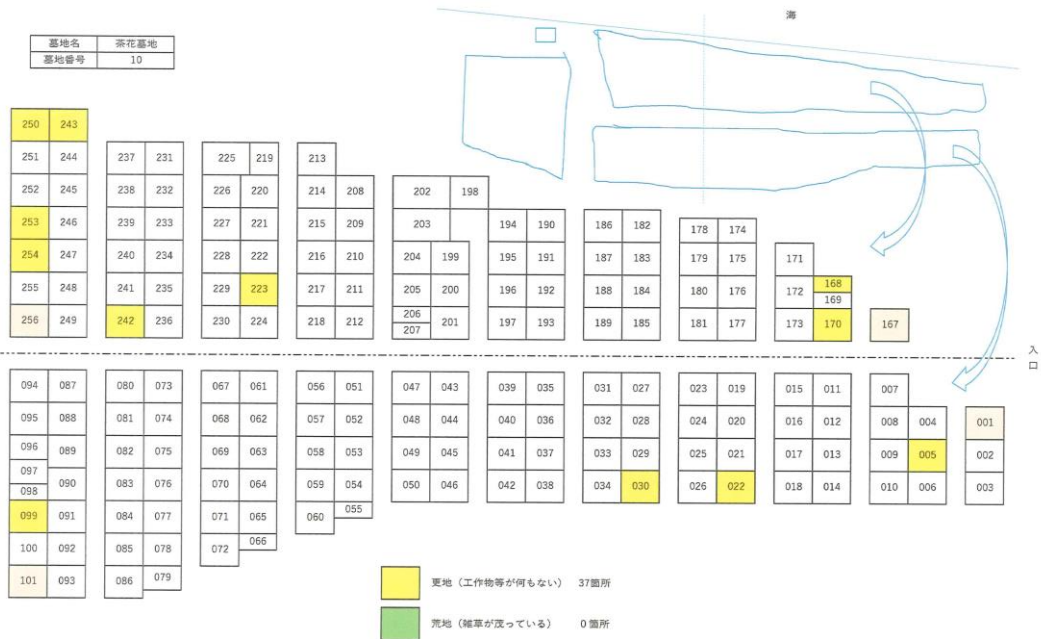
② 墓地の利用状況

(令和5年2月20日現在)

墓地番号	墓地名	墓所区画数(A)	空き墓所(B)	所有者不明の更地・荒地(C)	(B+C)/A率(%)
10	茶花墓地	480	45	0	9.4
11	ハキビナ墓地	240	1	4	2.1
12	城墓地	79	0	5	6.3
13	西前浜墓地	133	0	12	9.0
14	東前浜墓地	137	0	28	20.4
15	中金久墓地	271	1	28	10.7
16	船倉墓地	119	0	8	6.7
17	東黒花墓地	52	0	5	9.6
18	西黒花墓地	28	0	2	7.1
19	寺崎墓地	103	0	8	7.8
20	宇勝墓地	188	0	5	2.7
21	品覇墓地	8	0	1	12.5
計		1,838	47	106	8.3

③ 墓地区画図及び航空写真

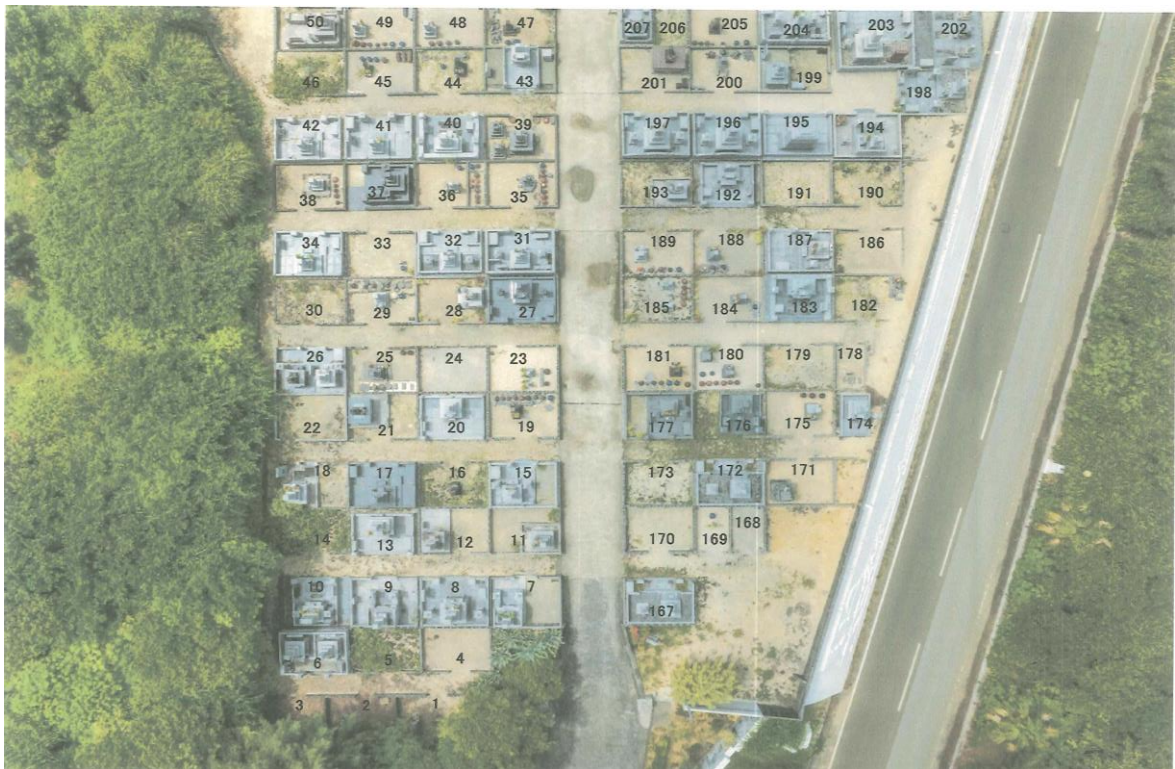
ア 茶花墓地区画図 (1/2) (R4. 10. 23~29 現在)



ア 茶花墓地区画図 (2/2) (R4. 10. 23~29 現在)



ア 茶花墓地航空写真 (1/4) (R4. 9. 15 撮影)



ア 茶花墓地航空写真 (2/4) (R4. 9. 15 撮影)



ア 茶花墓地航空写真 (3/4) (R4. 9. 15 撮影)



ア 茶花墓地航空写真 (4/4) (R4. 9. 15 撮影)



イ ハキビナ墓地区画図 (R4. 11. 12~R4. 12. 12 現在)



イ ハキビナ墓地航空写真 (1/4) (R4. 9. 15 撮影)



イ ハキビナ墓地航空写真 (2/4) (R4. 9. 15 撮影)



イ ハキビナ墓地航空写真 (3/4) (R4. 9. 15 撮影)



イ ハキビナ墓地航空写真 (4/4) (R4. 9. 15 撮影)



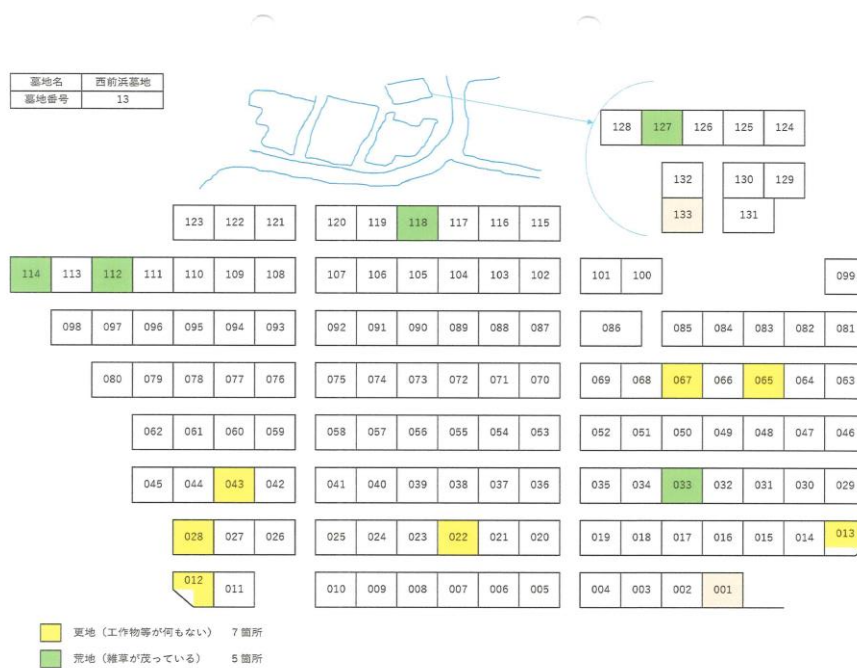
ウ 城墓地区画図 (R4. 11. 18～R4. 12. 6 現在)



ウ 城墓地航空写真 (R4. 9. 13 撮影)



エ 西前浜墓地区画図 (R4. 11. 20 現在)



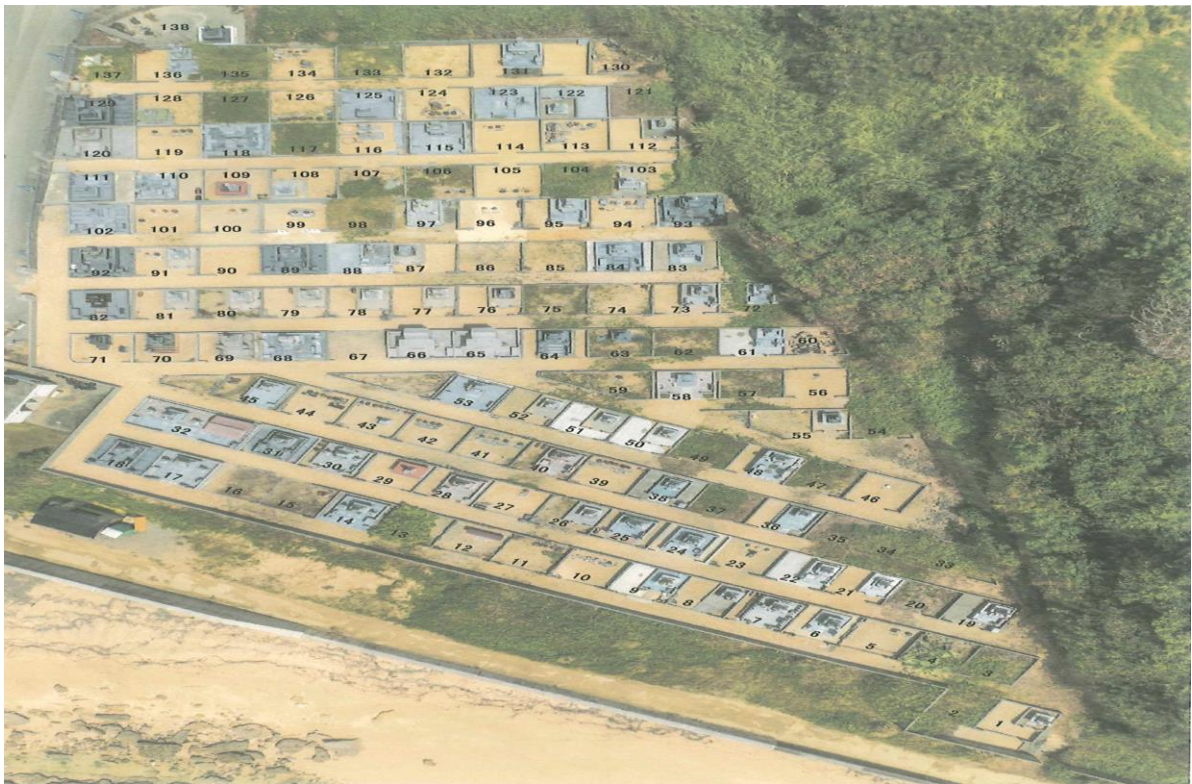
エ 西前浜墓地航空写真 (R4. 9. 13 撮影)



オ 東前浜墓地区画図 (R4. 10. 15~19 現在)



オ 東前浜墓地航空写真 (R4. 9. 13 撮影)



カ 中金久墓地区画図 (R4. 11. 6~13 現在)

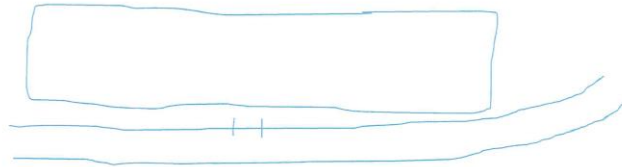


カ 中金久墓地航空写真 (R4. 8. 29 撮影)



キ 船倉墓地区画図 (R4. 10. 24~R4. 11. 10 現在)

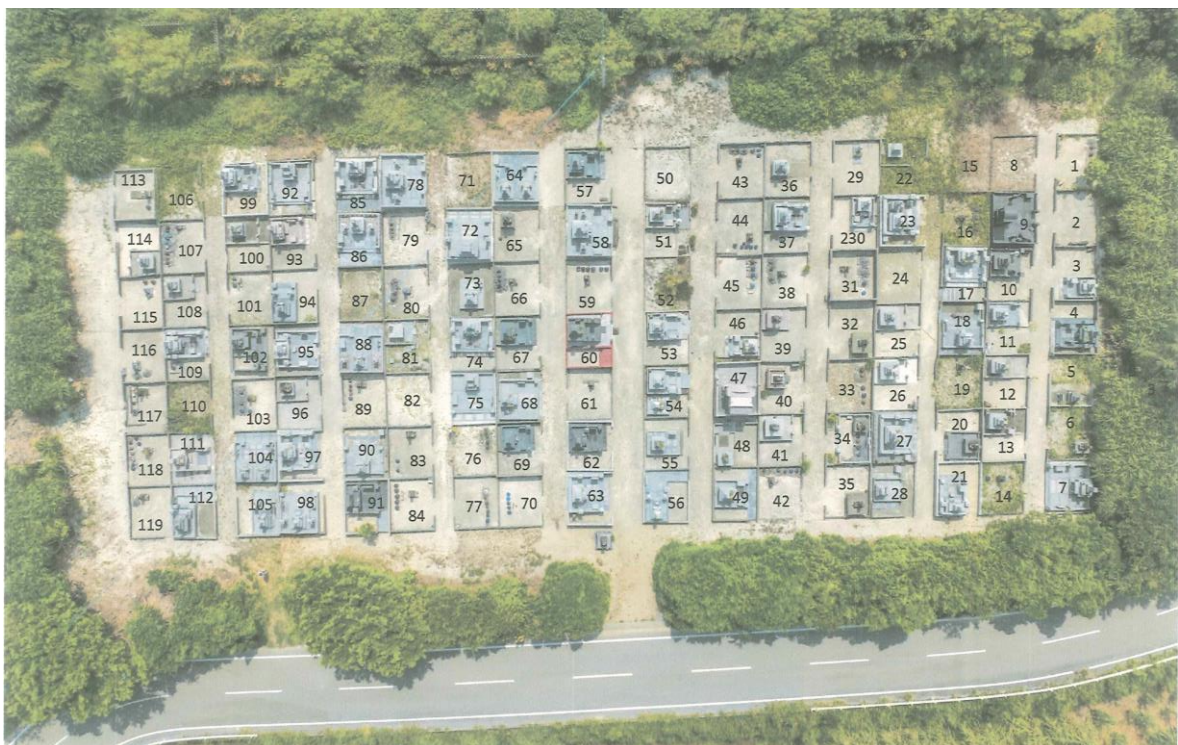
墓地名	船倉墓地
墓地番号	16



113	106	099	092	085	078	071	064	057	050	043	036	029	022	015	008	001
114	107	100	093	086	079	072	065	058	051	044	037	030	023	016	009	002
115	108	101	094	087	080	073	066	059	052	045	038	031	024	017	010	003
116	109	102	095	088	081	074	067	060	053	046	039	032	025	018	011	004
117	110	103	096	089	082	075	068	061	054	047	040	033	026	019	012	005
118	111	104	097	090	083	076	069	062	055	048	041	034	027	020	013	006
119	112	105	098	091	084	077	070	063	056	049	042	035	028	021	014	007

- 更地 (工作物等がない) 4箇所
- 荒地 (雑草が茂っている) 8箇所

キ 船倉墓地航空写真 (R4. 9. 14 撮影)



ク 東黒花墓地区画図 (R4. 11. 5 現在)



ク 東黒花墓地航空写真 (R4. 9. 14 撮影)



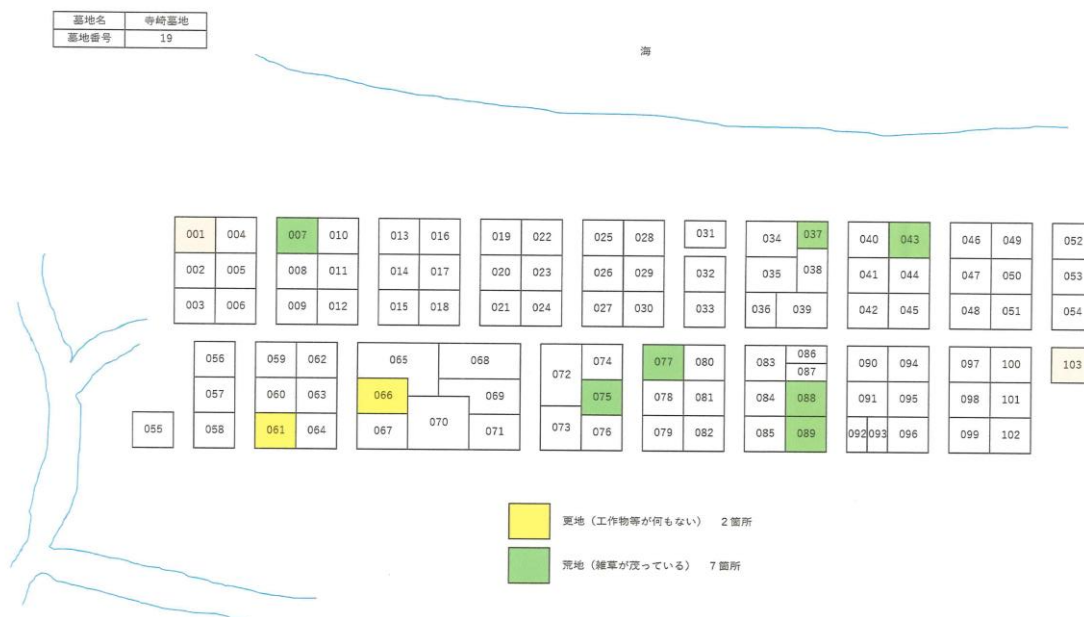
ケ 西黒花墓地区画図 (R4. 11. 5 現在)



ケ 西黒花墓地航空写真 (R4. 9. 14 撮影)



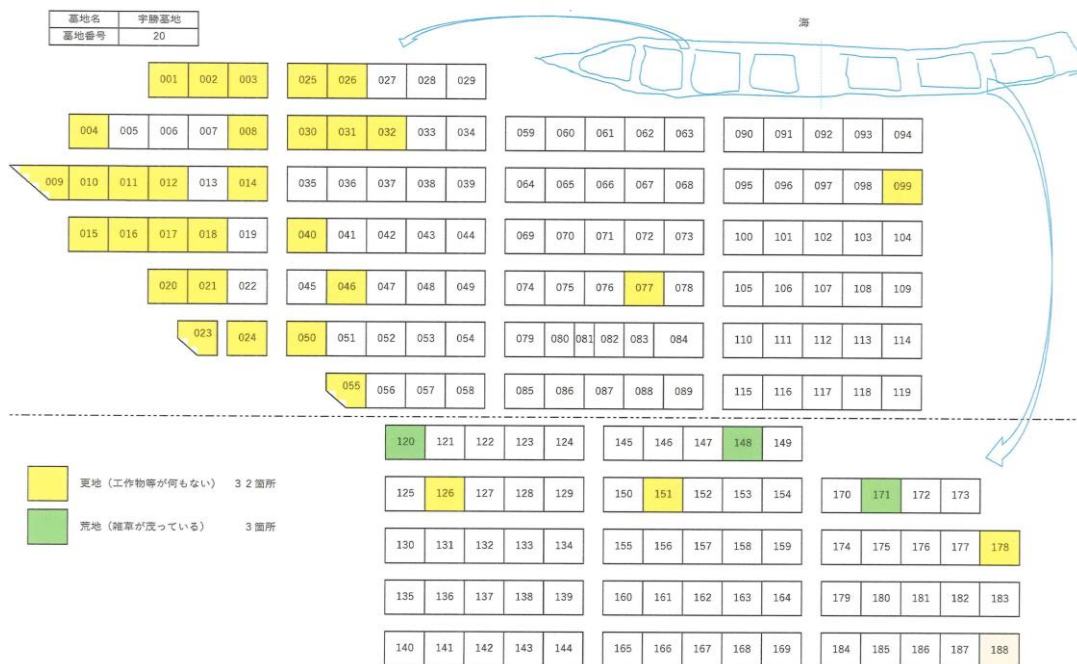
コ 寺崎墓地区画図 (R4. 11. 18 現在)



コ 寺崎墓地航空写真 (R4. 9. 14 撮影)



サ 宇勝墓地区画図 (R4. 10. 6~8 現在)

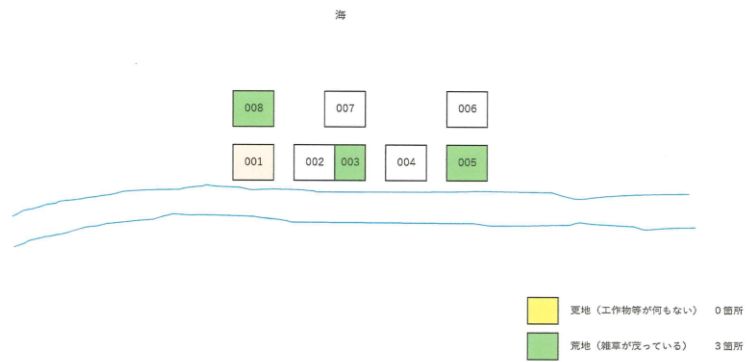


サ 宇勝墓地航空写真 (R4. 9. 14 撮影)

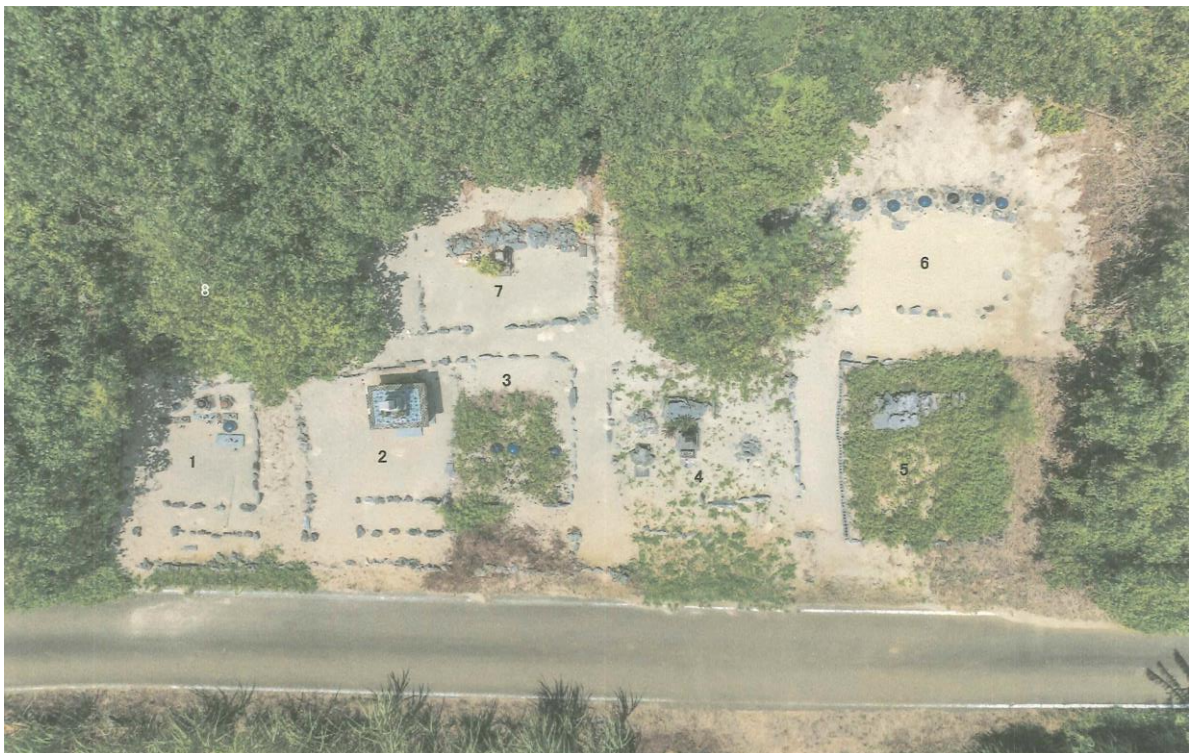


シ 品覇墓地区画図 (R4. 9. 13 現在)

墓地名	品覇
墓地番号	21



シ 品覇墓地航空写真 (R4. 9. 13 撮影)



④ 墓地の登記状況

(令和5年8月1日現在)

墓地 番号	墓地名	大字	小字	地番	登記地目	登記地積 (㎡)	登記名義
10	茶花墓地	茶花	兼久	10	墓地	8,320	与論町
		茶花	兼久	1-1	雑種地	1,780	与論町
11	ハキビナ墓地	立長	宮利	2556-4	墓地	140	与論町
		立長	宮利	2558-7	墓地	194	与論町
		立長	宮利	2558-8	墓地	306	与論町
		立長	宮利	2558-9	墓地	91	与論町
		立長	長泊	1633-1	墓地	412	与論町
		立長	長泊	1633-2	墓地	148	与論町
		立長	長泊	1634	墓地	287	与論町
		立長	長泊	1635-8	墓地	99	与論町
		立長	宮利	2556-1	墓地	588	個人
		立長	宮利	2556-2	保安林	2,585	個人
12	城墓地	立長	辺後地	3286-7	原野	134	与論町
		立長	辺後地	3286-8	墓地	412	与論町
		立長	辺後地	3286-9	墓地	618	与論町
		立長	辺後地	3286-10	原野	112	与論町
		立長	大水	3770	墓地	779	与論町
		立長	辺後地	3302	墓地	771	個人
		立長	辺後地	3304	墓地	184	個人
		立長	大水	3771-1	墓地	191	個人
		立長	大水	3769-3	墓地	32	個人
		13	西前浜墓地	麦屋	前浜	2496	畑
麦屋	前浜			2493	墓地	2,885	個人
麦屋	前浜			2494-1	原野	223	個人
14	東前浜墓地	麦屋	風花	1365	墓地	1,156	与論町
		麦屋	風花	1366-1	原野	1,242	与論町
		麦屋	風花	1366-2	墓地	752	与論町
		麦屋	風花	1366-4	墓地	924	与論町
		麦屋	風花	1368-1	原野	732	与論町
15	中金久墓地	古里	出毛	16-15	墓地	8,664	個人
16	船倉墓地	古里	出毛	16-2	墓地	4,006	与論町
17	東黒花墓地	那間	黒花	983-3	墓地	564	与論町
		那間	黒花	984-4	墓地	969	与論町
18	西黒花墓地	那間	野畑	1062-3	墓地	1,024	与論町
19	寺崎墓地	那間	西寺崎	1557-2	墓地	2,098	個人
20	宇勝墓地	那間	宇加知	2638-1	墓地	6,081	個人
21	品覇墓地	茶花	田仁	2491-1	墓地	566	個人

(2) 墓地の基本的事項

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 10 条の規定により、「墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とされておりまして。

※ 經營とは、墓地等を設置し、管理し、運営することをいいます。

申請	申請先
埋葬又は火葬の許可の申請	与論町長
改葬の許可の申請	与論町長
墓地經營の許可申請	鹿児島県知事→与論町長（権限移譲）
納骨堂經營の許可申請	鹿児島県知事→与論町長（権限移譲）
火葬場經營の許可申請	鹿児島県知事→与論町長（権限移譲）



権限移譲（平成 11 年 4 月 1 日）

鹿児島県知事から与論町長に墓地、埋葬等に関する法律に関する許可事務全般が権限移譲されました。

墓地等の經營主体については、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情がある場合にあっても公益法人、宗教法人等であることとされています。これは、墓地の永続的管理の必要性とともに、墓地の健全な運営を確保するために墓地經營は営利を追求しない公益的事業として運営されるべきものであることによるものです。

(3) 墓地の課題と対策

① 個人名義になっている墓地の与論町への移転登記

墓地の登記名義人が個人名義のままになっている墓地があり、与論町への移転登記が課題となっています。移転登記を着実に進めていきます。

② 墳墓地使用者の正確な把握

令和 4 年 10 月から与論町自治公民館連絡協議会の協力により墓地区画調査を実施し、墳墓地の使用状況等を調査しました。今後、墳墓地の使用者の正確な把握が課題となっています。引き続き墓所台帳の整備を進めていきます。

③ 墓地条例等の適切な運用

墳墓地の使用資格、使用許可、使用料、使用権の承継・消滅、使用場所の返還等について定めた与論町墓地条例及び条例施行規則は、令和 5 年 3 月に制定され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されました。墓地条例等の適切な運用を図っていきます。

④ 無縁墓、荒廃墳墓地の管理

無縁墓や荒廃墳墓地が散見され、その管理が課題となっています。施設型共同墓の整備

や墓地の指定管理を進めるなどの対策を講じていきます。

⑤ 墓地の指定管理

墓地の管理業務については、指定管理の導入が課題となっています。茶花墓地については、令和5年7月から茶花霊園管理組合を指定管理者として指定しています。他の墓地についても、指定管理を進めていきます。

⑥ 施設型共同墓の整備

無縁墓や墓じまいの改葬先として、施設型共同墓の整備が課題となっています。

資 料 編

1 与論町墓地基本計画（案）の提言について（写し）

令和5年3月2日

与論町長 山 元宗 殿



与論町墓地基本計画策定委員会 会長 平田 暢孝



与論町墓地基本計画（案）の提言について

このことについて、与論町墓地基本計画策定委員会設置要綱（令和3年告示第61号）第2条の規定により、下記の事項について9回の委員会を開催（令和3年11月4日～令和5年2月27日）し協議を重ね検討した結果を与論町墓地基本計画（案）として提言します。

記

- 1 共同墓地整備に関する事項
- 2 既存墓地の適正管理に関する事項

2 与論町墓地基本計画策定委員会設置要綱

与論町墓地基本計画策定委員会設置要綱（令和3年告示第61号）

（設置）

第1条 与論町墓地基本計画を策定するため、与論町墓地基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、町長に提言する。

- （1）共同墓地整備に関する事項
- （2）既存墓地の適正管理に関する事項
- （3）その他墓地に関して必要な事項

（組織等）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）各種団体を代表する者（任期途中で代表が変わった場合は新代表者とする。）
- （2）学識経験のある者
- （3）町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、前条各号に掲げる事項についての提言が終了するまでとする。

（報償等）

第4条 委員会の委員には、与論町報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年与論町条例第1号）に準じ、報償を支給する。（行政管理職以外）

（会長及び副会長の職務）

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、町民生活課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定めものとする。

附 則（令和3年10月1日告示第61号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第53号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

与論町墓地基本計画策定委員会 委員名簿

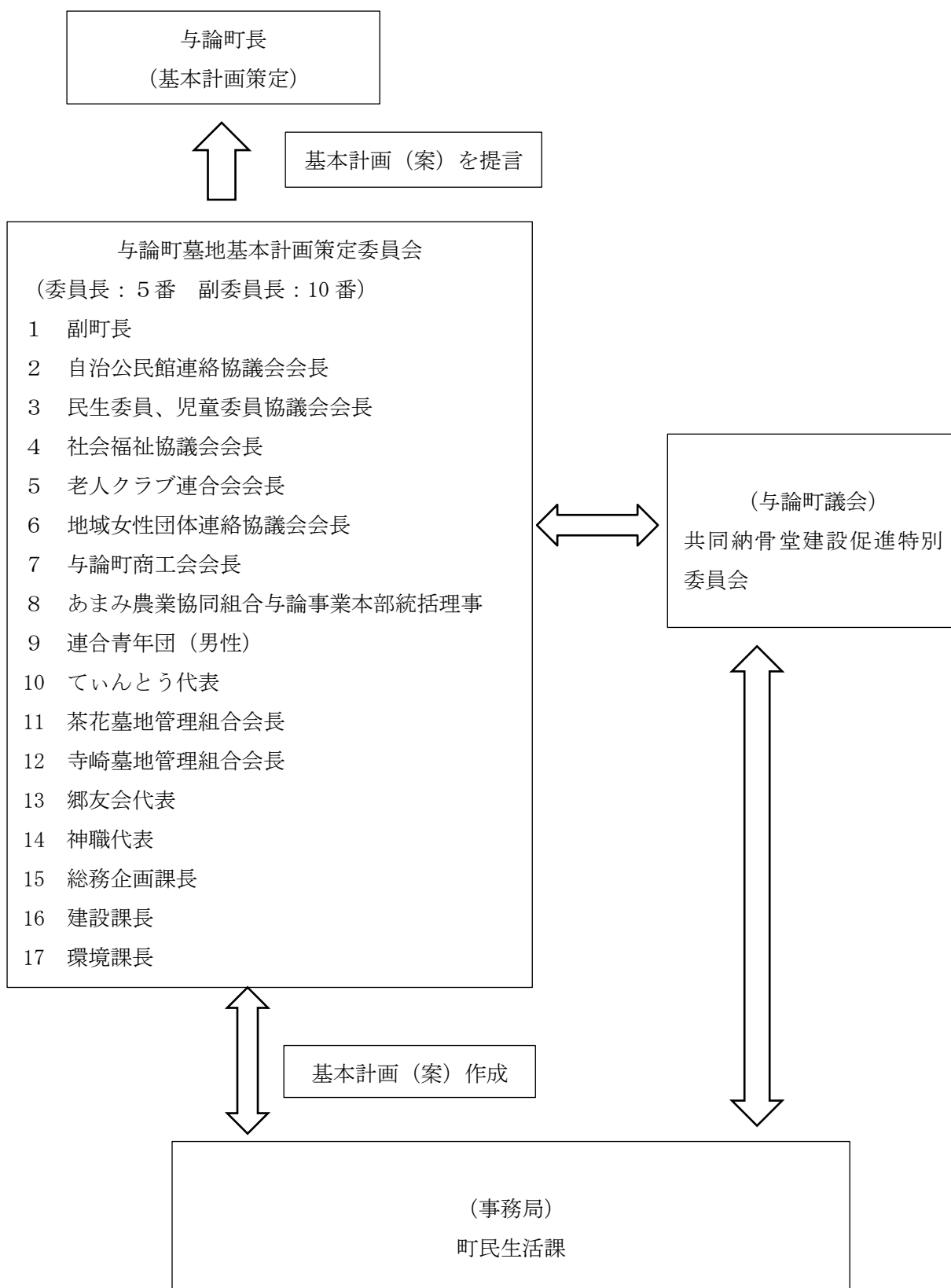
令和5年2月27日現在

	役 職	氏 名	備 考
1	副町長	久留 満博	
2	自治公民館連絡協議会会長	牧 房男	
3	民生委員、児童委員協議会会長	竹下 美津子	
4	社会福祉協議会会長	大田 元茂	
5	老人クラブ連合会会長	平田 暢孝	会長
6	地域女性団体連絡協議会会長	田畑 香織	
7	与論町商工会会長	田畑 克夫	
8	あまみ農業協同組合与論事業本部統括理事	山口 利光	
9	連合青年団長（男性）	山本 翔士	
10	ていんとう代表	山下 和博	副会長
11	茶花墓地管理組合会長	町永 建身	
12	寺崎墓地管理組合会長	田畑 尚志	
13	郷友会代表	市来 忠一郎	
14	神職代表	黒田 茂實	
15	総務企画課長	町本 和義	
16	建設課長	裾分 望嗣	
17	環境課長	大馬 福德	

（事務局）

職 名	氏 名
町民生活課 課長	龍野 勝志
町民生活課 主幹兼係長	光 朋克

与論町墓地基本計画策定体制図



3 共同墓地に係るこれまでの経緯

年 月	会 議 等	備 考
平成28年3月	与論町議会 一般質問	共同墓地の整備について
平成29年6月	与論町議会 一般質問	共同納骨堂の整備について
令和元年6月	与論町議会 一般質問	お墓をめぐる課題認識及び今後の取組について
令和元年7月	墓地実態調査（アンケート調査）	
令和元年9月	与論町議会 共同墓地調査検討特別委員会設置	
令和元年12月	与論町議会 所管事務調査報告（那覇市民共同墓）	
令和2年3月	与論町議会 所管事務調査報告（鹿児島市宮納骨堂等）	
令和2年6月	与論町議会 共同墓地（納骨堂）の整備に係る意見の申し入れ	議長から町長へ意見の申し入れ
令和2年12月	与論町議会 一般質問	共同墓地（納骨堂）について
令和3年11月	与論町墓地基本計画策定委員会発足	令和3年度第1回会議
令和3年12月	与論町議会 一般質問	共同墓地（納骨堂）について
令和4年1月	共同納骨壇購入希望ニーズ調査（アンケート調査）	
令和4年3月	第6次与論町総合振興計画の基本計画に掲載	与論町墓地基本計画の策定 共同墓地整備の検討
令和4年6月	与論町議会 共同納骨堂建設促進特別委員会設置	
令和4年12月	与論町議会 所管事務調査報告（沖縄県）	
令和4年6月～ 令和5年2月	与論町墓地基本計画策定委員会	令和4年度第1回～第8回会議
令和5年3月	与論町墓地基本計画（案）策定	R5.3.2 に与論町墓地基本計画策定委員会会長から町長へ計画（案）を提言
令和5年3月	与論町議会 一般質問	共同墓地（納骨堂）建設について
令和5年3月	与論町議会 墓地条例案提出	可決、（条例、規則）R5.4.1 から施行
令和5年6月	事業説明会の開催（ブジョウ墓）	整備予定地の周辺地権者に説明
令和5年7月	墳墓改葬公告（事前公告）	立札を設置
令和5年8月	墳墓地使用者が判明	立札を撤去
令和5年9月	与論町議会 墓地条例の一部改正案提出	可決（墓地の一部追加）
令和5年12月	与論町議会 共同墓地建設基金設置条例案提出	可決

4 与論町墓地条例

与論町墓地条例（令和5年3月17日条例第13号）

（設置）

第1条 与論町は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する墓地を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（墳墓地）

第2条 埋葬及び焼骨の埋蔵を行うため、墓地に墳墓地（法第2条第4項に規定する墳墓を設けるために区画した土地をいう。以下同じ。）を置く。

（墓地の使用資格）

第3条 墓地を使用しようとする者（第11条に規定により使用权を承継する者を除く。）は、与論町に住所を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

（使用許可）

第4条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に墓地の管理上必要な条件を付けることができる。

3 町長は、第1項の規定により許可をしたときは使用許可証を交付する。

（使用料）

第5条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の範囲内で、規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

（管理料）

第6条 墓地の利用者は、別表第3に定める額の範囲内で、規則で定める額の管理料を納付しなければならない。

（使用料等の減免）

第7条 町長は公益上の必要があると認める場合その他規則で定める場合は、使用料又は管理料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料等の不返還）

第8条 既納の使用料及び管理料は、返還しない。

（管理上の措置等）

第9条 町長は、管理上必要があると認める場合は、利用者に対し、その使用について制限を課し、若しくは条件を付し、又は適当な措置を採らせることができる。

2 使用者が前項の措置を採らない場合は、町長は、自らこれを執行し、その費用を徴収することができる。

（転貸等の禁止）

第10条 使用者は、次条に定める場合を除き、墓地を他の者に貸し、又はその使用する権利（以下「使用权」という。）を他の者に譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第 11 条 使用権は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わって祭しを主宰する者が、町長の許可を得て承継することができる。

(届出)

第 12 条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 墓地を使用する必要がなくなったとき。

(使用許可証の書換え等)

第 13 条 使用者は、前条第 1 号に該当するときは、又は第 11 条の使用権の承継があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2 使用者は、使用許可証を紛失したとき、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

(使用権の消滅)

第 14 条 墳墓地に係る使用権は、使用者が死亡し、又は使用者の所在が不明となった後 10 年を経過し、かつ、承継者がいないときは、消滅する。

(使用許可の取消し)

第 15 条 町長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用料を納付しないとき。
- (3) 管理料を 5 年間納付しないとき。
- (4) 法又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (5) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(使用場所の返還)

第 16 条 使用者は、墓地を使用する必要がなくなったとき、使用権が消滅したとき、使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復し、町長に返還しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、現状に回復することを要しない。

2 前項に規定する返還義務を有する者が使用場所を返還しない場合は、町長は、必要な措置を採ることができる。この場合において、町長は、当該措置に要した費用を徴収することができる。

(碑石、形像等の建設)

第 17 条 墳墓地に碑石、形像等を建設するために特に町長の許可を受けた者は、埋葬又は焼骨の埋蔵以外の目的で墓地を使用することができる。

2 碑石、形像等の設置場所の使用許可手続、使用料については、墳墓地の例による。

(行為の禁止)

第 18 条 何人も墓地において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (2) 土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。

(3) 指定された場所以外で火気を使用すること。

(4) 前各号のほか、墓地の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(指定管理者の指定)

第 19 条 墓地の管理に関する業務は、与論町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 22 号)に基づき町長が指定するものに、これを行わせることができる。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和 5 年 3 月 17 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に墓地を使用している者は、この条例の規定により墓地の使用許可を受けたものとみなす。

附 則 (令和 5 年 9 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
茶花墓地	与論町大字茶花字兼久1番1, 10番
ハキビナ墓地	与論町大字立長字長泊1633番1 与論町大字立長字宮利2556番4, 2558番7, 2558番8, 2558番9
城墓地	与論町大字立長字大水3770番 与論町大字立長字辺後地3286番8, 3286番9, 3286番10
東前浜墓地	与論町大字麦屋字風花1365番, 1366番1, 1366番2, 1366番4, 1368番1
船倉墓地	与論町大字古里字出毛16番2
東黒花墓地	与論町大字那間字黒花983番3, 984番4
西黒花墓地	与論町大字那間字野畑1062番3

別表第2（第5条関係）

種別	単位	使用料
墳墓地	1区画につき 永年	50,000円

別表第3（第6条関係）

種別	単位	管理料
墳墓地	1区画につき 1年間	1,500円

5 与論町墓地条例施行規則

与論町墓地条例施行規則（令和5年3月17日規則第3号）

（趣旨）

第1条 この規則は、与論町墓地条例（令和5年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可申請）

第2条 条例第4条第1項の規定により墓地の使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

（1）住所を証する書類

（2）前号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

2 墳墓地の使用は、1人につき1箇所とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が特別の事由があると認める場合は、この限りではない。

（使用許可証）

第3条 条例第4条第3項に規定する使用許可証は、墓地使用許可証（第2号様式）とする。

（使用許可期間）

第4条 墳墓地の使用許可期間は、永年とする。

（使用料）

第5条 条例第5条に規定する規則で定める使用料の額は、別表第1のとおりとする。

（管理料）

第6条 条例第6条に規定する規則で定める管理料の額は、別表第2のとおりとする。

（使用料等の減免）

第7条 条例第7条に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

（1）条例第4条第1項の規定により町長の許可を受けた者又は条例第11条の規定により使用权を承継した者が、使用料等の免除を申請する際現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合

（2）その他町長が特に必要と認める場合

2 前項第1号の場合における使用料又は管理料の減免額は、使用料又は当該年度分の管理料の2分の1とする。

3 前項第2号の場合における使用料又は管理料の減免額は、その都度町長が定める。

4 条例第7条の規定により使用料又は管理料の免除を受けようとする者は、使用料・管理料減免申請書（第3号様式）に使用料又は管理料の免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

5 町長は前項の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、使用料・管理料減免承認・不承認決定通知書（第4号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

（墳墓地の移転）

第8条 町長は、条例第9条第1項の規定により墳墓地の移転を命ずる場合は、使用者に対しあらかじめ通知するものとする。この場合において、町長は、他の墳墓地を供し、相当と認める移転料を

補償するものとする。

(使用権の承継)

第9条 条例第11条の規定により使用権を承継しようとする者は、墓地(使用権承継許可・使用許可証書換え・使用許可証再交付)申請書(第5号様式)に使用許可証、住所を証する書類及び承継の原因を証する書類を添えて提出し、町長の許可を受けなければならない。

(使用許可証の書換え等)

第10条 条例第13条第1項の規定により使用許可証の書換えを受けようとする者は、前条の申請書に使用許可証及び氏名又は住所の変更の事実を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 条例第13条第2項の規定により使用許可証の再交付を受けようとする者は、前条の申請書を町長に提出しなければならない。

(使用場所の返還)

第11条 条例第16条第1項の規定により使用場所を返還する場合は、使用者は、当該返還の事由が生じた日から1箇月以内に墓地返還届出書(第6号様式)に使用許可証を添えて、町長に提出しなければならない。

(工作物等の設置)

第12条 墳墓地の使用者は、工作物その他の設備の建設、改修、撤去又は移転をしようとするときは、あらかじめ墓地内工事施行届出書(第7号様式)に設計書及び図面を添えて提出し、工事終了後に町長の確認を受けなければならない。

(埋葬等の届出)

第13条 墳墓地の使用者は、埋葬、焼骨の埋蔵又は改葬を行う場合は、あらかじめ墓地埋葬・埋蔵・改葬届出書(第8号様式)に使用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第8条に規定する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を添えて、町長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和5年3月17日規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月28日規則第10号)

この規則は、令和5年9月28日から施行する。

別表第1（第5条関係）

墓地名	種別	単位	使用料
茶花墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
ハキビナ墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
城墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
東前浜墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
船倉墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
東黒花墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
西黒花墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円

別表第2（第6条関係）

墓地名	種別	単位	区分	管理料
茶花墓地	墳墓地	1区画につき 1年間	茶花集落住民	500円
			茶花集落住民以外	1,500円
ハキビナ墓地	墳墓地	1区画につき 1年間		0円
城墓地	墳墓地	1区画につき 1年間		0円
東前浜墓地	墳墓地	1区画につき 1年間		0円
船倉墓地	墳墓地	1区画につき 1年間		0円
東黒花墓地	墳墓地	1区画につき 1年間		0円
西黒花墓地	墳墓地	1区画につき 1年間		0円

第1号様式（第2条関係）

墓地使用許可申請書

年 月 日

（申請先）
与論町長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 （ ）

墓地を使用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

墓 地 名	
使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 期 間	
使 用 料	円
管 理 料	円
添 付 書 類	

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

墓地使用許可証

様

与論町長



年 月 日に申請のありました墓地の使用については、次のとおり許可
します。

墓 地 名	
使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 許 可 期	
使 用 料	円
管 理 料	円
条 件	

使用料
管理料 減免申請書

年 月 日

（申請先）
与論町長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 （ ）

墓地の使用料管理料の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

墓 地 名		
使 用 場 所		
使用料	使用料	円
	減免額	円
	納付額	円
管理料	管理料	円
	減免額	円
	納付額	円
減免を受けようとする事由		

第 号
年 月 日

使用料 減免 承認
管理料 不承認 決定通知書

様

与論町長



年 月 日に申請のありました墓地又は納骨堂の使用料管理料の減免につ

いては、次のとおり承認する承認しないことに決定しましたので、通知します。

墓 地 名		
使 用 場 所		
使用料	使用料	円
	減免額	円
	納付額	円
管理料	管理料	円
	減免額	円
	納付額	円

第5号様式（第9条関係）

墓地 使用権承継許可
使用許可証書換え 申請書
使用許可証再交付

年 月 日

(申請先)
与論町長

住 所
申請者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

使用権承継許可
墓地の 使用許可証書換え を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。
使用許可証再交付

墓 地 名					
使 用 場 所					
使 用 許 可 期					
事 由	1 承 継	2 氏名変更	3 住所変更	4 紛 失	5 き 損
内 容					

(注意)

事由の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。

第6号様式（第11条関係）

墓 地 返 還 届 出 書

年 月 日

(届出先)
与論町長

住 所
届出者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地を返還したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

墓 地 名	
使 用 場 所	
使 用 許 可 期 間	
返 還 事 由	

第7号様式（第12条関係）

墓地内工事施行届出書

年 月 日

(届出先)
与論町長

住 所
届出者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地内において 工事を施行したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

墓 地 名	
使用場所	
工事着工 年 月 日	
工事完成 年 月 日	
工事施行 者の住所 及び氏名	
その他の 事 項	

第8号様式（第13条関係）

墓地埋葬・埋蔵・改葬届出書

年 月 日

(届出先)
与論町長

住 所
届出者
ふりがな
氏 名
電 話 ()

墓地に埋葬・埋蔵・改葬したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

墓 地 名	
使 用 場 所	
使 用 者 名	
埋葬・埋蔵・ 改葬に係る 死亡者名	
改 葬 場 所	
添 付 書 類	

(注意) 埋葬・埋蔵・改葬のうち、該当するものを○印で囲んでください。

6 墓所個票（様式）

墓 所 個 票

I D	
-----	--

墓地名	#					
墓地番号	#N/A	区画番号	#N/A	履歴	#N/A	
使用許可日	#N/A					
返還日	#N/A					
使用料(円)	#N/A		管理料(円)	#N/A		
墓 石 の 刻 字	正 面		裏 側			
	# N / A		# N / A			
	#N/A		#N/A			
区画サイズ	四角形の場合		正面	#N/A m	奥行	#N/A m
	四角形以外の場合		1 辺	#N/A m	2 辺	#N/A m
			3 辺	#N/A m	4 辺	#N/A m
			5 辺	#N/A m		
納骨室（カロート）の有・無		#				
納骨場所（納骨室のみ、甕のみ、納骨室と甕の両方、不明）					#	
使用者(承継者)	住 所	#				
	氏 名	#				
その他（区画の状態等）		#				
自由記入		#N/A				